

令和2年4月8日

新型コロナウイルス関連肺炎発生への対応変更方針

河内長野市新型コロナウイルス
関連肺炎対策本部 本部長

政府は4月7日に「緊急事態宣言」を大阪府を対象に発出しました。

これを受け、大阪府において開催された「第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の決定を受け、本市第8回の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針の内容を下記のとおり変更する。

また、「緊急事態宣言」を真摯に受け止め、より一層の対策を講じることとする。

なお、クラスター発生のリスクを下げるための「3つの原則と留意点」の励行については、引き続き行うこと。

記

大阪府緊急事態措置の概要

区域 大阪府全域

期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

内容 新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

●イベントの開催自粛の要請(特措法第24条第9項)

今後予定している措置

●外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(生活インフラ施設、社会福祉施設、政府の基本的対処方針において事業の継続が求められる施設 ⇒ 適切な感染防止策の協力要請)

(休止の要請を検討する施設 ⇒ 施設の使用制限等を要請)

1. 外出自粛の要請

市民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、**外出自粛を要請**。

特に、「**3つの密**」が**濃厚に重なる夜の繁華街**への**外出自粛を強く要請**。

本市では、外出自粛要請を市民に周知する。

【周知方法】

- ・防災行政無線、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、市ツイッター、市ライン等での周知
- ・災害対策車や青パト等で周知看板貼り付けの上巡回(音声無)
- ・公園等の集団利用自粛要請の為の啓発看板の設置など

2. 「施設の休館」と「学校施設の開放事業の休止」について

本市の第8回新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針の内、4月10日までとしていた「施設の休館」と「学校施設の開放事業(屋内施設)の休止」については、5月6日まで延長する。

加えて、利用可能としていた屋外施設等も追加する。(連絡等の関係上、4月11日から適用するが、利用者へは7日からの外出自粛を要請する。)

- ・福祉センター錦溪苑
- ・くすのかホール
- ・あやたホール
- ・ウェルネスフォレスト三日市
- ・ノバティホール(河内長野駅前市民センター)
- ・三日市市民ホール
- ・図書館(※予約本の貸出しは行わ)
- ・市民交流センター キックス(※印刷スペースは除く)
- ・文化会館ラブリーホール(※入園式・入学式は除く)
- ・ふるさと歴史学習館
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター
- ・林業総合センター木根館
- ・岩湧の森「四季彩館」
- ・みのでホール(旧野コミュニティセンター)
- ・市民公益活動支援センター(るーがらど)(※ワークスペースは除く)
- ・武道館
- ・市民総合体育館
- ・旧三日市交番

- ・ 公民館(千代田、川上、南花台、三日市、天野、高向、加賀田、天見)
(※図書室にて予約本の貸出しは行う。)
- ・ 子ども・子育て総合センターあいくく 子ども交流ホール・わくわく広場
- ・ 障がい者福祉センターあかみね
- ・ 学校施設(屋外施設、屋内施設)
- ・ 大師総合運動場
- ・ 赤峰市民広場
- ・ 大師庭球場
- ・ 寺ヶ池公園野球場
- ・ 寺ヶ池公園庭球場
- ・ 荘園庭球場
- ・ 天野少年球技場
- ・ 下里総合運動場
- ・ 下里運動公園人工芝球技場
- ・ 衛生処理場庭球場
- ・ 公園(ゲートボール、グラウンドゴルフ、野球、サッカーなどの利用)

3. イベントや会議の開催自粛要請

本市の第8回新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針の内、4月10日までとっていた「市主催のイベントや会議等は、中止もしくは延期」と「民間主催のイベント等への自粛要請」、については、5月6日まで延長する。

また、「規模や場所に関わらず」、イベントの主催者に対し、開催の自粛を要請する。

4. 市内小中学校と幼稚園の臨時休業の措置について

- ① 4月8日(水)から令和2年5月6日(水)までの間、市立小中学校園を臨時休業とする。
- ② 臨時休業期間中は、登校停止とする。
- ③ 中学校部活動について
 - ・ 臨時休業期間中は実施しない。
- ④ 市立幼稚園・小学校における預かりについて
 - ・ 幼稚園児、放課後児童会未入会児童のうち、原則やむを得ない事情が発生した家庭の園児、小学校3年生以下の児童について、臨時休業期間中は学校園において、預かりを行う。
- ⑤ 放課後児童会は午後1時より開会する。

5. 新型コロナウイルス関連肺炎対策本部について

本日から、事務局の健康推進課(コールセンター)の土日祝日の配備体制は職員2名から2～4名に適宜対応する。

6. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

7. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

8. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。